

議 答 申 個 第 1 7 号

平成 1 7 年 1 2 月 9 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

奈良電子自治体共同運営システムを利用するに当たり、本市
の電子計算機と奈良県電子自治体推進協議会が管理する電子
計算機とを結合することについて（答申）

平成 1 7 年 1 1 月 4 日付け生情第 1 3 0 号で諮問のあったこのことについ
て、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	<p>オンラインで申請・届出・施設予約の行政手続を行える奈良電子自治体共同運営システム（以下「システム」という。）を利用するに当たり、実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機と奈良県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が管理する電子計算機とを通信回線を用いて結合することについて</p>
審 議 会 の 意 見	<p>適当なものと認める。また、市が申請届出、講座申込及び施設予約の3つのサブシステムを利用して今後行う業務については、新たに諮問をする必要はないものとする。</p> <p>なお、本市の電子計算機と協議会が管理する電子計算機とを結合するに当たっては、個人情報の漏えい、滅失及びき損等のないようセキュリティ対策に充分留意されるよう申し添える。</p>
審 議 内 容	<p>本件は、インターネットを利用して申請・届出・施設予約等の行政手続を行えるシステムを利用するためにオンライン結合をすることについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、結合することによる市民サービスの向上、事務処理の迅速化及び効率化と、本件結合に係るセキュリティ対策の概要（暗号化による送受信、仮想的な専用回線の構築、ユーザーID及びパスワードの設定等）及び協議会を構成するすべての市町村で個人情報保護条例が施行されていることなどについて確認するとともに慎重に審議した結果、本件による電子計算機の結合に公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> <p>なお、システムのセキュリティ対策に充分留意するようという意見があった。</p>
結 合 先	奈良県電子自治体推進協議会
審 議 日	平成17年12月1日
所 管 課	企画財政部 情報政策課